

2 2. 完成工事未収入金債権の譲渡に関する取扱要綱

〔平成 27 年 3 月 23 日
制 定〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を目的として、富良野市長（以下「発注者」という。）に対して請負人（以下「受注者」という。）が有する完成工事未収入金債権の譲渡による流動化を促進するため、工事請負契約書第 5 条第 1 項ただし書に規定する「発注者の承諾」に関する運用について、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象債権)

第 2 条 債権譲渡の承諾を認める対象債権の要件は、次の各号に掲げるものとする。なお、対象債権に係る工事については、工事請負契約書第 3 1 条に規定する工事完成に伴う検査の結果を入念に調査・確認するものとする。

- (1) 富良野市の土木建築工事に係る債権であること。
- (2) 発注者と受注者との間で締結された工事請負契約書第 3 2 条第 1 項に基づく受注者の完成払代金の支払請求権であること。
- (3) 工事請負契約書第 3 1 条第 4 項に規定するところにより、発注者が受注者から工事目的物引渡しを受けた工事に係る債権であること。
- (4) 完成払代金に係る債権金額は、契約金額から前払金、中間前払金又は部分払金の支払額を控除した金額(受注者の履行遅延の場合における違約金等の発注者に対する債務を有する場合には、これを相殺した後の金額)が 5 0 0 万円以上であること。
- (5) 他の機関からの受託工事、支出委任工事その他債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事に係る支払請求権でないこと。

(承諾権限)

第 3 条 受注者が債権譲渡を行うにあたっては、工事請負契約書第 5 条第 1 項ただし書に規定する発注者の債権譲渡承諾書（以下「譲渡承諾書」という。様式第 2 号）に定める承諾を得るものとする。

(債権譲渡先)

第 4 条 債権譲渡に係る債権の譲渡先は、預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4

号) 第2条第1項に規定する金融機関でなければならない。ただし、発注者が必要と認める場合は、他の金融機関等を譲渡先とすることができる。

(債権譲渡の承諾の申請書類等)

第5条 受注者は、債権譲渡の承諾の申請をする場合には、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。なお、これらの提出書類の申請者は代表取締役とするが、代表取締役から支店長等に対して完成工事未収入金の債権譲渡等に係る権限が委任されていることが確認できる場合は、当該支店長の申請でも差し支えないものとし、受注者が共同企業体である場合にあっては、原則として代表構成員及び他の構成員連名の申請とするが、代表構成員が他の構成員より完成工事未収入金の債権譲渡について委任を受けていることが確認できる場合又は完成工事未収入金の債権譲渡に係る権限が代表構成員の権限であることが確認できる場合は、代表構成員のみの申請でも差し支えないものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(以下「承諾依頼書」という。様式第1号) 3通
- (2) 受注者又は譲受人が承諾依頼書に実印を押印している場合は、発行日から3ヶ月以内の受注者又は譲受人の印鑑証明書1通
- (3) 受注者又は譲受人が承諾依頼書に支店長印等を押印している場合は、次のいずれかの書類
 - ア 代表取締役等から支店長等に対して委任する事項が記載され、かつ使用印鑑が押印されている委任状(包括的な委任状でも差し支えない。)1通
 - イ 支店長等について支配人の選任がなされ、かつ登記がなされている場合は、発行日から3ヶ月以内の当該支配人の印鑑証明書1通
- (4) 受注者が共同企業体であり、代表構成員のみの申請の場合は、以下のいずれかの書類
 - ア 代表構成員が他の構成員から完成工事未収入金の債権譲渡について委任を受けていることが確認できる委任状(包括的な委任状でも差し支えない。)1通
 - イ 完成工事未収入金の債権譲渡に係る権限が代表構成員の権限であることが確認でき、かつ代表構成員の原本証明のある共同企業体協定書の写し及び発行日から3ヶ月以内の代表者の印鑑証明書各1通

(債権譲渡承諾の処理手順等)

第6条 発注者は、前条の申請書類等を受理したときは、次の各号に掲げる処理手順を行うものとする。

- (1) 申請書類等受理担当課は、契約担当課とする。
 - (2) 契約担当課は、申請書類等受理後、速やかに発注者の承諾のために決裁手続等を行うこと。
 - (3) 契約担当課は、債権譲渡の承諾後、譲渡承諾書の写しを添えて、速やかに会計管理者に報告すること。
 - (4) 契約担当課は、前号の会計管理者への報告後、発注者（債務者）の押印がなされた譲渡承諾書2通を受注者に交付すること。
- 2 発注者は、前項の債権譲渡の承諾に際して、次の各号に掲げる事項に留意すること。

(1) 承諾依頼書

ア 譲渡対象債権の金額(以下「債権金額」という。)が、第2条第4号に規定する額と一致していることを確認すること。

イ 受注者が共同企業体である場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表構成員及びその他の構成員の住所及び氏名が記載されていることを確認すること。ただし、代表構成員が他の構成員から完成工事未収入金の債権譲渡について委任を受けていることが委任状により確認できる場合又は完成工事未収入金の債権譲渡に係る権限が代表構成員の権限であることが共同企業体協定書により確認できる場合は、共同企業体の代表者の住所及び氏名が記載されていることを確認することでも差し支えないものとする。

(2) 受注者及び譲受人の印鑑証明書

ア 承諾依頼書の印影を照合すること。

イ 受注者又は譲受人が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において、既に発行日から3ヶ月以内の印鑑証明書を提出している場合においては、提出を省略することができるものとする。

ウ 1回の申請において複数の工事契約に係る債権譲渡を行う場合においても、1通提出すれば足りるものとする。

- (3) 受注者又は譲受人が支店長等に対して債権譲渡等の権限を委任している場合における委任状(契約書類に支店長印等を押印している場合)
- ア 承諾依頼書の印影と委任状の使用印鑑を照合すること。
 - イ 委任状に記載されている委任事項を確認すること。
 - ウ 受注者又は譲受人が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において、既に包括的な委任状を提出している場合には、原則として提出を省略することができるものとする。
 - エ 1回の申請において複数の工事契約に係る債権譲渡を行う場合においても、委任状は1通提出すれば足りるものとする。
- (4) 受注者又は譲受人が支店長等を支配人として選任している場合における当該支配人の印鑑証明書(契約書類に支店長印等を押印している場合)
- ア 承諾依頼書の印影を照合すること。
 - イ 受注者又は譲受人が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において、既に発行日から3ヶ月以内の支配人の印鑑証明書を提出している場合においては、提出を省略することができるものとする。
 - ウ 1回の申請において複数の工事契約に係る債権譲渡を行う場合においても、印鑑証明書は1通提出すれば足りるものとする。
- (5) 共同企業体の場合における委任状又は共同企業体協定書の写し(契約書類に代表構成員のみの実印等を押印している場合)
- ア 委任状に記載されている委任事項又は共同企業体協定書に記載されている代表構成員の権限事項を確認すること。
 - イ 受注者が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において、既に包括的な委任状又は共同企業体協定書の写しを提出している場合には、原則として提出を省略することができるものとする。
 - ウ 1回の申請において複数の工事契約に係る債権譲渡を行う場合においても、委任状又は共同企業体協定書の写しは1通提出すれば足りるものとする。

(譲渡承諾書交付までの目数等)

第7条 発注者は、受注者から申請書類等を受理した日より7日以内(富良野市の休日を定める条例(平成2年条例第16号)第1条に規定された休日(以下

この条において「休日」という。)を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。(第3項において「交付期限」という。))に承諾するものとする。

- 2 発注者は、この施策が実効性のあるものとなるため、前項の譲渡承諾書について交付までの日数の短縮に努めるものとする。
- 3 発注者は、交付期限までに受注者に対し譲渡承諾書を交付できない場合には、その旨を速やかに受注者に連絡するものとする。
- 4 発注者は、申請に係る債権が第2条に規定する要件を満たしていないと認められる場合その他申請書類等の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合、発注者は承諾を行わない旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

(債権金額の請求)

第8条 発注者は、債権譲渡を受けた譲受人からの債権金額の請求にあたっては、以下の書類を譲受人に提出させるものとする。

- (1) 請求書(様式第3号) 1通
 - (2) 債務者の押印がなされた譲渡承諾書(ただし、譲受人の原本証明のある写しでも差し支えない。) 1通
- 2 発注者は、前項の請求書類等の確認に際して、以下の事項に留意すること。
- (1) 請求書

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第6条第1項における請求書の受理日は、譲受人からの請求書を受理した日であり、譲渡承諾書の債務者の承諾日と同一日又は承諾日以降の日となること。

- (2) 譲渡承諾書

譲受人の原本証明のある写しの場合、その印影を印鑑証明書又は委任状と照合すること。

(支払手順等)

第9条 会計管理者は、前条の請求書類等に基づき支払決議を行い、請求書を受理した日から40日以内に支払を行うこと。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

債権譲渡承諾依頼書

富良野市長 様

年 月 日

※注1 譲渡人 所在地
(受注者) 名称
代表者
譲受人 所在地
名称
代表者

譲渡人が貴殿に対して有する下記の請負代金債権を、譲受人に対して譲渡することといたしたく、つきましては工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。なお、工事請負契約書第42条に規定する瑕疵担保責任は、当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

記

- 1 基本契約書(貴殿と譲渡人の中で締結された 年 月 日付け以下の工事請負契約書)
- (1) 工事名
 - (2) 工事場所
 - (3) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
 - (4) 請負代金額 ※注2
- 2 請負代金債権の特定
- (1) 譲渡する債権の種類
別添 年 月 日付け譲渡対象債権の特定に関する確認書記載の上記1の基本契約書第32条第1項に基づく請負代金のうち、未払金に係る支払請求権
 - (2) 債権の総額: 金 円

※注1 譲渡人が、共同企業体である場合においては、譲渡人の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表構成員及びその他の構成員の住所及び氏名を記入すること。

※注2 変更契約による請負代金額の増減がある場合は、当該増減後の最終請負代金額を記入すること。

別添

譲渡対象債権の特定に関する確認書

年 月 日

富良野市長 様

受注者 所在地
名 称
代表者

年 月 日付け債権譲渡承諾依頼書に係る譲渡を行おうとする債権の金額は、下記のとおりとなっています。

¥ _____ 円 (= (a) - ((b) + (c) + (d))

ただし、年 月 日付けで工事請負契約を締結した下記工事の完成払代金の請求債権(内訳は以下のとおり)

(a) 請負代金額(下記4の金額)	¥ _____	円
(b) 前払金受領済額	¥ _____	円
(c) 中間前払金又は部分払受領済額	¥ _____	円
(d) 履行遅滞等の場合における損害金等	¥ _____	円

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 請負代金額 ※注 ¥ _____ 円

※注 債権譲渡前に変更契約による請負代金額の増減があるときは、当該増減後の最終請負代金額を記入すること。

債権譲渡承諾書

富 第 号
年 月 日

譲渡人 御中
譲受人 御中

(債務者)
富良野市長 印

年 月 日付け工事請負契約書第32条第1項に基づく年 月 日付け譲渡対象債権の特定に関する確認書記載の請負代金のうち未払金に係る支払請求権を債権譲渡することについて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により、下記事項を条件として、ここにおいてあらかじめ異議を留めず承諾します。ただし、本承諾によって工事請負契約書第42条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

債務者は、「債権譲渡承諾依頼書記2(2)」記載の金額を、本承諾書による承諾日以後(承諾日を含む)、正当な債権者である譲受人から適法な支払請求を受理した日から40日以内に、その支払に関する抗弁を一切主張することなく譲受人に支払を行います。

記

- 1 譲渡人及び譲受人が、債権譲渡を適正に履行すること。
- 2 債権譲渡を行う工事の施工に関し、下請契約が存在した場合には、下請契約にける受注者に対する適正な代金支払を行うこと。
- 3 譲渡人は、本債権を第三者に二重譲渡しないこと。
- 4 譲渡人及び譲受人は、債務者の承諾を得ないで、債権譲渡の変更又は解除しないこと。

確定日付印欄

様式第3号（第8条関係）

請 求 書

年 月 日

富良野市長 様

(債権譲受人)

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け富 第 号の債権譲渡承諾書に係る請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

- 1 請 求 金 額 金 円
(ただし、 工事の完成払代金)
- 2 振込希望金融機関名
本・支店名
- 3 預金種別・口座番号 預金種別: 預金
口座番号:
- 4 口 座 名 義 (ふりがな)
- 5 請求者の連絡先 住所
電話
FAX
- 6 支 払 期 限 年 月 日までにお支払願います。